

# 12年12月議会 代表質問

12・12・7 今井光子議員の質問

## 奈良県からの“平和”発信を

## 奈良は国際観光平和県宣言県として世界の平和を発信 するにふさわしいところ

今井光子議員 国政選挙只中の県議会になりました。日本共産党は60年間続いたアメリカ、財界いなしの自民党型政治をやめさせ、暮らしを脅かす消費税増税ストップ、原発は即時ゼロ、TPPに反対し、憲法9条を守り抜きます。戦前から90年間、反戦平和を貫き、企業団体献金も政党助成金も受け取らず、国民を裏切ることなく、国民とともにいのちくらし、平和を守り続けてまいりました。総選挙では「提案し、行動する日本共産党」としてたたかう決意を申し上げ、代表質問をおこないます。

平和について知事にうかがいます。上牧町議会では9月、治安維持法の国家賠償責任を求める意見書が決議されました。治安維持法は共産党や自由主義者を弾圧することで、「戦争反対はアカだ」と決め付けて、国民の自由と民主主義を奪い、国民を戦争に総動員していきました。治安維持法によって7万人が逮捕され、7千人が投獄され、共産党員作家の小林多喜二など獄中で拷問や病気で亡くなった方は1697人です。戦後、治安維持法は間違いだったとしてすべての人が釈放されました。国はその責任を今もあいまいにしたままです。明日、12月8日は太平洋戦争が始まった日です。国政選挙で自民党は集団的自衛権の行使を館王にすると、自衛隊を「国防軍」に変えるために憲法9条の改正を公約しています。民主党政権のもとで武器輸出3原則が緩和され、国際共同開発、共同生産の道を開き、原子力基本法には「安全保障に資する」を入れ、軍事利用が可能であるかの道を開きました。石原維新代表は核武装や徴兵制まで言い出しています。未来の候補者も「国軍」と言い出しています。先日、92歳でなくなられた女優の森光子さんは、戦争を知る人は「幸せの根源は辺和だともっと大きな声で言うべきではないか」といつも思っています」と言われました。その幸せの根源である平和が今、脅かされつつあります。二度と同じ誤りを繰り返してはなりません。今こそ、平和の尊さを訴えていく必要があるのではないのでしょうか。

奈良県は国際観光平和県として世界に平和を発信するにふさわしいところであると思います。そこで、国際文化観光平和県として改めて平和の取り組みと平和を守る知事の決意についておたずねをいたします。

荒井正吾知事答弁 冒頭、治安維持法の成立の時代のことをおっしゃいましたが、当時は普通選挙法が初めて導入される時期でもありましたし、満州事変が起こった時期でもございましたし、政党政治が終わってしまった時期でもございました。今の世相と、とりわけ、ポピュリズムの時代であったかという本もでていることですが、いずれの時代であっても平和の取り組みは大事かと思えます。

もちろん国家間の平和の取り組みも重要でございますが、国を超えた地方政府どうしの交流、議員どうしの交流、さらには民間交流も、平和の醸成につながる活動であろうかと思っております。

本県における、そのような取り組みを多少、ご紹介、説明申し上げたいと思います。本県で

は昭和63年に「国際文化観光平和県」を宣言いたしまして、本県の有する歴史文化遺産などの活用して、奈良と歴史的にゆかりの深い中国や韓国などの東アジアの国々を中心に交流を推進してきた経緯がございます。近時にいたり、そのような活動が加速されているわけですが、昨年度は9月に中国・陝西省と、さらに10月には韓国・忠清南道とそれぞれ友好提携協定書を締結いたしました。また、マルチの地方政府の交流の場として東アジア地方政府会合の開催にも継続して取り組んでおります。今後も歴史的につながりの深い地域と、地域特性をいかした交流を具体的に継続して実施して、地方レベルの交流を永続的な平和を希求する機運の醸成に努めていきたいと思っております。

また、今月18日には県新公会堂で授賞式をおこないますが、平城遷都1300年記念コスモポリタン賞というのをおこないます。この賞は1300年前の奈良がアジア各地の文化や経済、情報が人とともに行き交うコスモポリタン都市であったとの認識のもとに、奈良でおこなっていただく顕彰行事でございます。奈良の国際性にあった奈良の歴史を地域振興、あるいは現代のグローバル化社会に活かす取り組みの一環であろうかと思っております。

平和で安定した東アジアの発展に貢献するために創設された国際賞であると聞いております。

奈良県でこのような国際賞の展開がされることは、光栄なことでございます。今後も奈良県の取り組みが東アジアの恒久平和の実現に向けて一歩でも前進する契機となるよう、東アジア地方政府レベルでの会議をはじめとする活動をさらに推進していきたいと思っております。

今井光子議員再質問 平和の問題というのは、やはり、言い続けていかないといけない大事な問題だと思います。知事からその重要性の認識など、いろいろとお聞かせいただきました。

奈良県というのは平和を発信するのに、大変大事な地域であると私も思っております。非核平和都市宣言、全部の市町村がやっているという県もめずらしいわけでございますし、NPT再検討会議のときにも、知事をはじめ全部の首長さんが核兵器廃絶の賛同署名をしていただいたということ、これも全国で奈良県だけということございました。

引き続き、平和を守るために頑張っていたきたいということを申し上げておきたいと思っております。

## 世界遺産・平城宮跡の舗装問題

**先人が残してくれた文化遺産、今のわれわれが後世に伝える責任があります。県は1300年祭の仮設駐車場、大極殿前広場のコンクリート舗装を早期に撤去し、第1次朝堂院広場の土系舗装計画の中止を国に求めよ！**

世界遺産平城宮跡の舗装問題で質問します。

国土交通省が平城宮跡の第1次朝堂院復元のため、草地を土系舗装をしようとしていることに対し、「平城京を守る会」が呼びかけた、木簡と自然を守るために工事の中止を求める署名運動が大きく広がり、2ヶ月足らずの間に27000筆を超えました。私も現地見学会にいき、驚いたのはこれから着工される朝堂院跡の草が刈られていた姿とともに、1300年祭で砂利が引きつめられた大極殿院前の広場でした。2009年にすでにアスファルトで固められ、配水ができなくなったところにU字溝で水路が作られ、その上に、グレーチングが設置され、緑のネットの上にそれを隠すように砂利がひきつめられていました。2年以上も経過して砂利がはがれネットがあちこちでむき出しになっていました。このアスファルトに十分な透水性があれば草が生えてくるはずが草も生えていません。アスファルトの上に砂利が敷かれた広場

は歩きにくく、夏は下からの照り返しで行き渡る風は熱風になり、砂埃とともに奈良市内に流れ込んでいるのです。

平城宮跡は国内で始めて地下遺構が世界遺産としても認められたものです。まだ3割しか発掘がされていません。木簡は1300年前の人々の暮らしの本物の姿を現代の私たちに教えてくれるもので、豊かな地下水によって守られてきました。先人の方々が残してくれたものを私たちはそのまま後世に伝える責任があります。すでに舗装されているところとあわせて豊凶ドーム2・5個分の舗装が地下水に影響を与えないとは考えられません。

日本共産党県議団は宮本だけし衆議院議員とともに11月13日に文化庁と国土交通省に行き舗装工事中止を求めてきました。文化庁は地下遺構への影響の有無については調査データがあるといっていますが、それは国土交通省が高速道路計画のときに平成15年におこなった地下水影響調査であり、今回の舗装に関してはまったく調査がされていないことが判明しました。

仲川奈良市長は住民との合意ができるように説明をすべきだと国土交通省に申し入れをおこないました。

今、工事は入札の関係で年明けと言うことですが知事も地下水が守られる根拠もないままの工事は中止を申し入れるべきと考えますがいかがでしょうか。

更に平城遷都1300年記念に向けて事業協会が設置し、現在、県が駐車場に使用している仮設の24600平方メートルのエントランス広場の舗装をいつ撤去する予定か伺います。

また国土交通省に対しては大極殿院前の広場50000平方メートルのアスファルト舗装を撤去するよう申し入れることを要望します。

荒井正吾知事答弁 平城宮跡第一次朝堂殿の広場整備につきましては、国交省が策定いたしました国営飛鳥平城宮跡歴史公園平城宮跡区域基本計画にもとづき工事がすすめられております。第一次朝堂殿の広場の土系舗装の埋蔵文化財への影響については十分な保護層を確保したうえで、舗装をおこなうものであります。地下水脈に影響がなく、地下遺跡や遺物を損なわない内容であるとして国土交通省に対して文化庁が同意したものでございます。

その後、文化庁記念物課長が奈良に来訪されまして、会って、直に聞きましたが、まったく問題はないとおっしゃっておられました。これについては埋蔵文化財、史跡の専門家などにより構成される文化審議会および第三専門調査会などによる調査、審議を経たうえで文化財の本質的な価値の喪失につながらない事業として判断されたと聞いております。

また、先ほど申し上げました平城宮跡の基本計画におきましても、広く国民の意見をお聞きするパブリックコメントを実施するとともに、平成20年10月に閣議決定された国営公園化をふまえて策定されております。さらに平城遷都1300年祭では、覚えておられるかもしれませんが、平城宮跡会場において全期間中、利用計画にもとづく国営公園の完成模型が展示されておりました。立派に広場が整備される模型が長期間、かざっていたわけでありまして。その模型を見ながら将来の姿を見て楽しんでおられたと聞いております。

草原の計画ではなしに広場の計画の模型があったものでございます。このような経緯をふまえて、県としても第一次朝堂殿の広場の土系舗装により地下水脈を阻害せず、第一次朝堂殿地区の遺物には影響しないものと考えております。さらに念をいれて国土交通省は今後も同地区内の2カ所で地下水位を観測することとされていると聞いております。また、土系舗装の透水性実験もされると聞いておりますので、工事の中止を申し入れる理由はないと考えています。

なお、平城遷都1300年祭において設置したエントランス広場や駐車場についてご質問がございましたが、本年3月に用地を取得いたしましたセキスイ化学工場が移転し、文化財調査を行った後、代替機能を有する利便施設等の整備が完了した段階で撤去をする予定でございます。

今井光子議員再質問 中止を申し入れるつもりはないというご答弁だったのですが、この平城宮跡のことでこの間に分かってきましたのは、今回の舗装に関する影響調査は、地下水の調査がされていないということが分かって参りました。といいますのは、文化庁にいきましたら、その調査のデータはあります

ということを言われまして、そのデータはどういうものかと聞くと、国土交通省がもっている。同じ日に国土交通省に行き、データはどういうデータかと聞くと、高速道路のトンネルのときの調査結果のデータだということでした。23カ所の井戸があるということですので、昨日（12月6日）、奈良文化財研究所に井戸の管理はどのようになっていますかとおたずねをしましたら、その井戸があることも、認識がはっきりしていない、非常に心許ない返事をいただきました。国土交通省にもその井戸の管理について聞きましたが、これについても返事がない。どこかがしてくれているだろうと思いつながら、「安心だ」という答えだけがでているという印象をうけております。

もう一度、ここが本当に安心だということの再確認を県からぜひ、していただきたいと思いますが、その点でのご意見をおたずねしたいと思います。

荒井正吾知事再質問への答弁 平城宮跡の土系舗装の問題でございますが、2つの論点がだされたと思えました。修景的に草を刈るのはおかしいということ、水が浸透しなくて木簡を害するというところでございました。

草を刈るのはおかしいということに対しましては、もともと広場でございましたので、広場に復元しようということでございますので、草のまま残すという考えは今まで一度もございませんでした。まして、あのあたりの草は刈り忘れたものであると奈良文化財研究所が言っております。それを広場にするとということは修景上、望ましいことだご理解をたまわりたいと思います。

次に水が、その部分、浸透せずに、水の流れによって木簡が保存されているのに、害されるのではないかという危惧でございます。中にトンネルなどの構築物をつくるわけではございませんので、地下水脈を直接遮断するわけではございませんが、上の舗装の仕方で、その部分、浸水性が薄くなり水の量が少なくなるのではないかというご懸念のように理解をしました。それについては浸水性が相当あれば大丈夫だと聞いているわけですが、心許ない説明であったというご指摘でございますので、県からもどのように説明されたのか、われわれ自身も納得のいくような説明をうけたいと思います。その内容はまた、今井議員にご説明を担当課からさせたいと思いますので、関係者の方にもぜひ、ご説明をしていただければありがたいと思う次第でございます。

今井光子議員 平城宮の遺跡も森林もずっと先祖から引き継いできたものを、どうやって守るかということだと思えます。そういう意味でそれを活かすことこそ奈良県の道だと思っております。舗装の中止についてはぜひ、申し入れをしていただくよう要望しておきたいと思えます。

## がん検診の向上

### がん検診受診率向上のために予算を増やし、抜本的取り組み強化を

今井光子議員 がん対策について知事および健康福祉部長にうかがいます。

今、2人に1人ががんになり、がんが死因で亡くなる人は平成23年奈良県で4061人と3割をこえて死因のトップになっています。しかし奈良県の検診率は全国平均以下です。10月10日「がん向き合う日」に検診の普及に向けてキックオフ宣言が行われました。

私も今年、人間ドックでまったく自覚がない中、初期乳がんが見つかりました。身近に抗がん剤治療で

苦しんでいた母を見ていた私は、痛くもかゆくもないのに治療で苦しみたくないと思いましたが、「放っておいたら確実に死にます」といわれ、治療することを選択しました。進行性のため今年検診を受けていなかったらどうなっているかわかりません。多くの方々に支えていただき日々生かされていることに感謝の思いでいっぱいです。

がんは早期発見すれば助かる病気になってきました。どの段階で発見されるかは、病気の予後に大きな違いが出てきます。私は自分の体験から周りの方々に検診を受けることを進めています。

検診は市町村が実施主体です。以前は検診予算として国、県から出されていたものが、平成9年に一般財源化になったため予算がわかりにくく、受診率の低下につながっています。市町村では、検診の申し込み開始と同時にすぐにいっぱいになってしまう、こうした声を聞いています。先進国の中で日本だけが検診率が下がり死亡率が増え続けています。

県は市町村をバックアップし検診率を上げるべきと考えます。奈良県がん推進計画におけるがん検診受診率50%目標を達成するために具体的にどのような取り組みを進めようとしているのか伺います。

がん対策では遅れて出発した奈良県ですが、その後の取り組みは全国から注目されています。思い切って予算を増やし、がん対策を進めるべきと考えます。

先頃開催されたがんについてのタウンミーティングのアンケートでは、奈良県民が大阪や京都にでいなくても安心してがん医療を受けられるようにがん医療の専門的な医療従事者の育成が一番重要だとありました。

県がん診療連携拠点病院の奈良県立医科大学付属病院には乳腺外科の専門医がおりません。早急な配置を要望します。また、タウンミーティングはこれまで患者団体が主催でおこなってきましたが、住民の声を反映する場として県が年に1度実施していただくように要望します。

検診が進まない理由に「受けるのが怖い」という意見があります。もちろん病気そのものの恐怖もありますが、今の仕事や、社会生活、医療費などの心配ももし見つかったらどうしようと言う不安が受診を遠のかせています、いったんがんになるとその治療費は年間100万円以上かかる場合も少なくありません。治療費が続かず治療を断念した方もたくさんおられます。

高額な治療を受けた場合一月の窓口負担が一定の限度額にとどまる高額療養費の制度がありますが、通院で限度額に届かない場合が続きますと大きな負担になり制度を改善するべきと考えますがいかがでしょうか。

また国民健康保険法44条(一部負担金減免)が県下の市町村で広がってきましたが、入院が中心で外来でも使えるところは少なく住民にほとんど知らされていません。現行制度をもっと利用しやすいように周知すべきだと考えますがいかがでしょうか。

荒井正吾知事答弁　がんの検診を受けられたそうでございますが、ぜひ、お気をつけてご養生していただきたいと思えます。

奈良県は健康寿命という観点では近畿のトップクラス、男性も女性もトップでございます。全国的には男性が10位、女性が18位ということで健康寿命では大変優秀な成績であろうかと思えます。しかし、がんの死亡率からみると全国的に優秀だということまでいかないように思えます。それはがんの検診率が低いというのも、そのような事由かと考えております。

議員、お述べの通り本県のがん検診受診率は全国平均を下回っているようでございます。胃がんで27・6%、肺がんで18・6%、大腸ガンで24・1%、子宮ガンで31・1%、乳がんで30・3%ということです。いずれも全国平均を下回っております。市町村毎に調べてみましたが市町村毎にも検診率に差があるという実情が分かりました。熱心な市町村だと検診率があがるという事実があることが分かりました。この検診率、受診率を向上させることは健康寿命の延長にも寄与すると考えています。健康長寿全国一をめざしている本県の重要なポイントでございます。

2つのやり方で受診率向上につとめていきたいと思えます。1つめは、がんやガン検診についての普及啓発であります。県民だよりやテレビのスポットなどでガン検診の重要性を紹介しております。人があつまる大型商業施設や主要な駅での啓発チラシの配布などを継続的に起こっております。また、最近、画期的でございましたのは本年10月1日、「奈良県がんと向き

合う日」を策定し、大きな運動をしていただきました。受診率向上県民運動として取り組むために市町村、事業者、患者団体等多くの関係団体が参加をいたしまして、がん検診をうけようという奈良県民会議が設立されました。今後、地域のガン検診受診の地道な呼びかけや企業とともに啓発イベントを開催する、事業者による従業員の検診受診の働きかけなどチャンネルをつうじて、県民会議のメンバーと連携して県内での普及啓発活動を継続的にこなしていきたいとおもっております。

2点目のポイントは受診しやすい体制、環境づくりだと考えております。それにつきましては保険者がおこなう特定検診と市町村がおこなうガン検診がございますが、それぞれ別々におこなっておられるということも分かって参りましたので、一度にうけられるような検診の体制、またサラリーマンの方は平日はなかなかうけにくいので休日にうけることができるような受診の体制について検討をはじめております。また、スーパーでの検診やワンコイン検診などがん以外の検診の受けやすさの体制作りをすすめ、ガン検診の受診率の向上につながればと思っております。

ガン検診受診率の向上は大事なことでございますので、がん対策推進議員連盟のお力添えもえながら、いろいろな工夫もしながら、向上に努めていきたいと思っております。

＊

江南政治健康福祉部長答弁 医療水準の向上により、医療費は高額化する傾向がございます。これにとまなましまして、被保険者が医療機関の窓口でお支払いになります負担金も高額になりますことから、過重な自己負担を軽減するために各医療保険で共通の高額療養費の支給制度が実施をされてまいりました。

高額療養費の制度は被保険者が一月あたり、その自己負担限度額を超えて一部負担金を支払った場合に、その超えた額が保険者からは給付されるという仕組みになっております。本年4月から、従来からの入院のみならず、外来につきましても、窓口での支払い額を自己負担限度額までですませることができるようになりました。被保険者の負担の軽減が図られたところでございます。

他方、自己負担限度額の計算は月単位とされておりますために、年間の医療費が同じであっても高額療養費が支給されない場合があります。長期にわたりますと負担が重くなるという場合がございます。そこで、現在、国におきまして自己負担限度額に年間での負担上限を設けることやその際に年収300万円以下程度の低所得者に配慮するなどの見直しがされているところでございます。このような高額療養費の見直しによりまして被保険者の窓口負担が軽減される一方で国民健康保険につきましては、保険料と国費、県などの公費等がその財源となりますことから、県といたしましては、保険料負担への影響あるいは県負担分への財政措置状況などにつきまして、財政、制度改正の動向に注視してまいりたいと考えております。

国民健康保険法によりまして一部負担金の減免制度につきまして市町村に対して制度の周知につとめるよう働きかけるべきと考えるがどうかというおたずねでございます。国民健康保険法第44条におきまして、特別の理由がある場合には保険者の判断によりまして被保険者が医療機関の窓口で支払います一部負担金の減額、または免除等を行うことができるむね規定されております。

従来、この規定を実施するためには、具体的な基準を欠いておりましたために、適応事例がほとんど見られないという状況でございました。このために国は平成22年9月に、減免等の対称となる世帯を被災世帯や失業世帯とし、また減免の期間を原則として3ヶ月間とする基準をしめしたところでございます。

県におきましてもこれをうけまして各市町村が減免等の実施基準として定めます取扱要綱の参考例を提示するなどの支援をおこないまして、以降、市町村に減免制度の普及に向けた指導を続けているところでございます。

昨年6月現在では、この取扱要綱を制定済みの市町村の数は14にとどまっておりました。その後、引き続き指導をおこないました結果、現時点では平成25年1月からの実施予定の1町を含めまして県内の全市町村において取扱要綱が制定され、一部負担金の減免等が実施でき

る状況となっております。

県といたしましてはこのような状況を踏まえまして、各市町村において制度の周知が十分におこなわれますように、各種の会議や指導助言などの機会を通じまして、市町村に指導してまいりたいと考えております。

今井光子議員再質問 がんの検診につきましては、県としていろいろと施策をしていただくということでございますので、本当にがんによって命をなくす人がないような奈良県の取り組みをぜひすすめていただきたいと思います。

## 森林、林業、山村の再生と“森林を守る”ために 山林の所有が不明確な土地＝森林の公有化を含め、奈良 県の森林に命を吹き込むことが今重要です

今井光子議員 森林、林業、木材産業、山村の再生について知事および産業雇用振興部長におたずねします。

まず、“森林を守るために”で質問します。

山村は今、崩壊の危機に瀕しています。すでに消滅した集落、共同機能を失った集落が少なくありません。10年後には更に加速し県の行った集落实態調査でも28・5%が集落の消滅を心配しています。

1000年以上前から歴史に息づいて山と清流を守り続けてきた山村と森林で深層崩壊が起きています。手入れされずに放置された山は獣害にあらされ、表面は緑をたたえています。深部では荒々しい崩壊が急激に進んでいます。私が初当選した25年前、総務省の方に全国から見て奈良県の過疎はどの程度かをうかがいました。「超ド級」との答えが返ってきました。

この間、国も県も対策を打ってきましたが過疎はとどまりません。吉野郡8カ村では1960（昭和35）年ごろをピークに人口は4分の1以下に激減しています。60年は日米安保条約の下日本は軍事外交だけでなく経済もアメリカの支配下に置かれました。1960年6月24日、日米安保条約発効の翌日、「貿易為替自由化大綱」が閣議決定されています。そこには「資源に乏しく人口の多いわが国経済が今後長期にわたって発展するためには、世界の経済交流の進展に即応しつつ海外諸国との自由な交易を一層拡大してゆくことが不可欠の要件である。当面、特に問題のある産業分野については、労働の流動性の向上に努め」と明記されています。64年の木材輸入の全面自由化以降、急激な外材の輸入量の増加に伴う木材自給率の低迷は、山村の仕事を奪い、人々は都会に仕事を求めていきました。

『野迫川村史』には昭和49年119人の中学卒業生が一人残らず村を出たことが記載されています。来年度は中学入学者が一人もいません。村長は中学がなくなる時は村がなくなると言われています。

林業は収益を得るまで50年100年とかかり、目先の利益を優先し資本の回転を求める資本主義経済と合わない産業です。従来、この間に行われた間伐はすべて収益になっていましたが、今では赤字で山に放置されたままです。森林所有者は先の見えない困難を抱え意欲を失い、いま採算が取れていない山を手放す人、放置したままの人、所有者がなくなって名義変更されていない山、世代交代で林地の所在もわからない山など深刻です。しかも山の面積は登記簿と実測値が合わないところがほとんどです。売買するとなれば測量に費用がかかります。

一方、先日も22万坪の山林が600万円で売りに出ているのを見て驚きました。これまで山を守ってきた山守制度も弱まっています。

奈良県は民有林が95%、5ヘクタール未満の小規模所有が87%と、ほとんどです。林地面積の58・4%は村外地主の所有です。県が実施した集落实態調査では山地荒廃の不安に対し、51%が「不在地主

の土地管理ができていない」、44%が「農地山林の境界がわからない」と答えています。

このように山林の所有が不明確になっていることが、山林の荒廃を加速させており、森林所有者が管理できていない森林を適切に保全する取り組みが始まっていますが、進む森林荒廃とその対策が追いついていません。対策をもっと促進すべきと考えますがいかがでしょうか。

今人類はたった1個の地球に1・4個分の負荷を与えています。世界中の人が日本人の暮らしをすれば地球が2・3個必要です。経済優先で資源を取り合い戦争などしている場合ではないのです。地球温暖化で、世界各地で干ばつや大水害など異常気象が頻発しています。

これを防ぐ道が、森林を守ることです。

人類は20万年の歴史の中で19万年の間、熱帯雨林で暮らしてきました。そこには豊かな生物多様性で様々な高周波は人間の心身に安らぎを与えてくれました。違法伐採によってジャングルが失われ、それが温暖化の原因にもなっています。日本は豊かな森がありながら木材の需要の8割を海外に依存し、林業を衰退させ、山村に住むこともできなくなっていることは重大問題です。

日本は今、森林蓄積はドイツの1・3倍になりました。奈良県の紀ノ川流域河川森林蓄積は筑後川流域について2番目。しかも樹齢の高い良質木材は日本1です。祖先が残してくれた奈良県の豊かな森林に命を吹き込むことが今こそ重要で、それは奈良県の未来につながります。

100年前、足尾銅山鉱毒事件の解決に奔走した政治家・田中正造氏は「真の文明は山を荒らさず、川を荒らさず、村を破らず、人を殺さざるべし」と1912年6月17日の日記に残しました。今こそ、そこから学ぶときです。

再来年は奈良県で「全国豊かな海作り大会」が開催されます。この機会に源流である奈良県は森林立県奈良を宣言し全国に発信すべきと考えます。また、山村の生活を守るために、林業と木材産業の振興が不可欠と考えます。そこで、お聞きします。

県は平成22年4月に「奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例」を施行しました。条例制定後1年半がたちましたが、林業および木材産業振興のこれまでの成果と今後の進め方について、知事にお尋ねします。

荒井正吾知事答弁 木材自給率につきまして、外材がはいってきたことなどの歴史を振り返ってのご質問でございました。そのような観点からは住宅需要が非常に旺盛になった高度成長期には、安くて強い外材を輸入しようということになったように思い起こします。今は、森林はあるが人はいない、切り出せないという事情になってきたかと思います。また、木材需要に対応するため杉をたくさん植えたということが、環境問題も発生しているように思います。

森林の対策は長期的な視野がいるものですので、これから奈良県のみならず、わが国の森林をどのようにするか森林文明論についてもご開陳がありましたが、重要な事項かと思っております。

本県におきましては「奈良県森林づくりならびに林業および木材産業振興条例」および同指針にもとづきまして木材生産林と環境保全林に区分してそれぞれの対策を講じているところでございます。そのうち環境保全林につきましては、森林環境税を活用して公的な森林整備をすすめているところでございます。また、森林整備をすすめるにあたりまして、新しい工夫といたしまして、施業放置林整備マネージャーというものを置き、彼らと共同して放置林の現況調査や所有関係を明確にするための普及活動に取り組んでまいりました。

この結果、平成22年度末の時点で、約1万3000畝の施業放置林の存在を把握いたしました。また、平成18年度から23年度の6年間で県内の森林の所有者約5万6000人おられますが、そのうちのべ約2400人と協定を締結いたしまして、所有者と共同の森林整備を実施しております。また、平成23年度からは森林整備において、従前よりさらに強度な間伐を実施していきたいと思い、現況調査、また所有者の特定などの活動をはじめ、また、強化をしているところでございます。今後、これらの取り組みをさらに加速させたいと思っております。

山はあっても整備する人がいないという状況を脱却すべく、また森林所有者自らが適切な整備をすすめる努力の履行の担保というのも必要かと思っております。現行条例の改正ということも検



討の対象にしていきたいと思っております。

林業の振興についてのご質問でございます。林業の振興も大事でございますが、とりわけ県産材の利用拡大と安定供給にむけた施策に重点を置いております。このような考えで今年度は「奈良の木ブランド課」を県庁内に設置いたしまして、川下側の取り組みを強化することにしてまいりました。販売流通の側の分野の取り組みの拡大、強化でございますが、まず、建築物への利用拡大を図るために県産材を使用した住宅建設への助成を拡充してまいりました。平成22年度43件でありました利用実績は今年度は100件を上回る見通しでございます。

また、公共施設の木造・木質化につきましては、今年度、橿原公苑ジョギングステーションに予算を認めていただいて整備中でございますし、この12月議会で補正予算として計上しております県庁舎主塔玄関ホールなどの木質化をはじめ8カ所において推進をしていく予定になっております。今後、市町村での取り組みと合わせ、さらに木質化の推進をしていきたいと思っております。

建築物以外の利用拡大では県産材を使用した土産物開発や消費ニーズを踏まえた新たな木製品の開発などに努めております。その他、木材としての利用ではございませんが、放置されている未利用間伐材の利用を図るため木質バイオマスの利活用の方策の検討をすすめております。一方、県産材の安定供給につきましては道路網の整備や林業の機械化によるコストの縮減が重要でございますので、このような事業に意欲をもって取り組まれる林業事業体に対する支援制度を昨年度、創設いたしました。この結果、新たに7つの意欲ある共同事業体が約1800畝の森林を集約して効果的な木材生産に取り組むことを初めていただきました。今後とも意欲をもって取り組む共同事業体等、さらに増やして、現在、年間16万リューベの木材生産量でございますが、目標年であります平成32年には23万から25万リューベにすることをめざして、県産材の安定供給をめざしていきたいと考えているところでございます。

今井光子議員 本当に長く、そこで暮らし続けた人たちがこの先、10年の間に村がなくなってしまうかもしれないという、そういう大変な状況をむかえている、そういう危機感を私は感じてきました。それはやはり、活性化させるには山村の復興に取り組むしかないというように思っております。

また、奈良県はすばらしい木材、先人が残しました1日、2日では絶対にまねのできないだけのすばらしいものがあります。それを活かしていく、それが奈良県の大事な道ではないかと感じております。県もいろいろな取り組みをされているわけですが、荒廃の状況とその対策が追いついていないというような印象をもっております。

これにつきまして、やはり、きちっと対策をすすめていっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

## 原発に変わる再生可能エネルギーの取り組みを！ 山村は自然エネルギー源の宝庫、県南部地域のエネルギーの地産地消に本格的に取り組むべき

今井光子議員 「3・11」から1年9ヶ月。福島原発事故は収束どころかいまだに被害が拡大し続けています。避難者は16万人にのぼり、目に見えない大量の放射能は、時間的にも空間的にも社会的にも際限なく広がり人類はその収束の手段を持っていません。使用済み核燃料プールがあと6年で満杯になります。

すべての原発がとまっても電力不足はおきませんでした。再稼動で危険なごみは増え続け、これらを将

来の子どもたちにつけを残すことは絶対に許されません。原発は即時0（ゼロ）しかありません。

いま稼働している大飯原発をストップさせ、再稼働を認めず、新たな原発をやめれば実現できます。そのためには再生可能エネルギーの国産化を進めていく必要があります。その点、山村は自然エネルギーの宝庫です。地元で使うエネルギーは地元でまかなうようにすることが重要だと思いますが、奈良県の再生可能エネルギーの利活用の取り組みを伺います

浪越〇〇産業雇用振興部長答弁 山村地域における再生可能エネルギーの利活用の取り組みについて、議員、お述べのように山村地域には多様な自然エネルギーの資源が多く存在していると考えます。しかしながら、その利活用に当たっては様々な課題もあるところだと考えております。

少し例をあげますと、太陽光発電におきましては、山村地域は平野部に対しまして日照時間が短く、また、斜面への設備設置ということになりますことから、発電効率の問題や敷地が限定されるといった課題があると考えます。また、風力発電につきましても常時一定の風向が確保できる地域は限られ、ほとんどは南部の山間地域となっております。その多くは世界遺産や自然公園地域内にあり、景観環境の問題をはじめ、さまざまな規制も受けることになると考えます。また、本県には多くのダムがございます。それを活用した大規模な水力発電施設は発電量のほとんどが余剰電力を使って水をくみ上げ電力不足時に発電する「揚水式発電」となっております。その他のダムを活用した自流式発電につきましても集水する地域が小さく、確保できる水量も限られて十分な水量を確保することは難しいということで、なかなかすんでいないという状況でございます。

このようなことを踏まえますと、山村地域にあっても地元で使うエネルギーをすくすべて地元でまかなうようにすることは、なかなか容易なことではないかと考えますが、しかしながら、たとえ小規模なものでございまして、再生可能エネルギーの利活用の促進はエネルギー需給の安定化を図るためにも積極的に取り組んでいくことが必要であると考えます。

今年度中に策定する予定のエネルギービジョンでは山村地域での活用の可能性が高いものとして、建物の屋上等を活用した中程度の太陽光発電、河川等を利用した地域に役立つ水力発電、温泉熱を利用したバイナリー発電、バイオマスの利活用、電気自動車等を活用した災害時の電力確保対策などが考えられるかと思っております。さらに吉野地域におきますスマートシティをめざしたモデル的な取り組みもすすめていきたいと考えております。

## リストラから雇用を守るために

### 県リストラアセスメント条例、県解雇規制条例の制定を

電機情報産業各社は業績悪化を理由に13万人を超える人員削減、賃下げ、赤字事業からの撤退、集約化などの経営改善対策を進めています。その影響は家族も含め30万人から40万人、職場にも、地域経済にも深刻な影響をもたらし、子どもたちへの影響ははかりしれません。

奈良県では大手企業として地域の雇用や経済を支えてきたシャープが業績不振を理由に全国で2000人の大量リストラを発表。世界のシャープとして日本が誇る物づくりの現場で技術の使い捨ては日本の産業構造そのものに重要な影響をあたえます。県内の関連企業だけで101社、県内の雇用、経済にとって重大な問題です。労働者に対しては9月の終わりごろから希望退職の条件が示され“肩たたき”が始まっています。11月1日から14日までの希望退職募集期間が、9日にはすでに予定オーバーで打ち切り通知が出されています。20日、退職者が予定の1・5倍の2960人になると発表しました。

希望とは言うものの、実際には退職強要であることが告発されています。密室で「おまえは自分が役に立

つ人間だと思っているのか」「あなたにしてもらおう仕事はない」、そして「このことは他に公言しない」との誓約書まで取られています。繰り返される退職強要で追い詰められ、病気になる方。長年がんばってきた労働者にとって戦力外と通告されることの悔しさ、「家に帰っても、妻にすぐには言えなかった」など、企業内の組合も賛成に回ってしまうと労働者は孤立無援の戦いを強いられ、疑心暗鬼になり展望が見いだせず、職場を離れる人も多いのが実態です。労働者にとって解雇は死活問題です。

労働契約法 第 16 条「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を乱用したものとして、無効とする」とされています。

しかし今の労働行政ではその指導責任が不明確です。更に雇用対策法では完全雇用の達成を目的に1ヶ月30人以上の労働者が離職する場合、ハローワークに再就職援助計画、大量雇用変動届けを提出し認定を受けなければならないとされています。ハローワーク等に再就職援助計画等が提出され、県当局もそれを把握しているのかどうか、うかがいます。また、再就職支援をフォローアップする仕組みがあるのかどうか伺います。

奈良県では相談窓口を設置しましたがどのような相談に乗っていただけるのか、おたずねをいたします。

さらに整理解雇4要件、「1、差し迫った必要性、2、解雇回避の努力、3、選定基準、人選の合理性、4、手続きの妥当性、労働者労働組合の協議など」は判例で示されていますが、その4要件を規定する「解雇規制条例」をつくり雇用を守るようにすること、更に大規模な人員削減計画に際しては合意に達することを目標にした労働者との協議や撤退する自治体への事前通告と再就職援助など雇用確保の努力を義務付ける「リストラ・アセスメント条例」の制定をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

浪越〇〇産業雇用振興部長答弁 11月20日にシャープ本社では会社全体の希望退職者数2690名と発表されたところでございます。これをうけまして直ちに、県と奈良労働局が連携をいたしましてシャープ関係離職者等対策支援本部を立ち上げたところでございます。

県と奈良労働局のほか関係市も参画をしております。離職者への再就職支援、関連中小企業への就職相談等をおこなうこととしております。再就職支援計画は公共職業安定所に提出し認定を受けることとなっております。その内容につきましては、事業所名や支援内容等は非開示とされているところでございます。

シャープからは県内3事業所が所轄の各公共職業安定所に計画を提出され、再就職への支援では民間会社に委託をして、就労のあっせん等をおこなうとの説明を受けているところでございます。再就職支援計画につきましては公共職業安定所においても援助の結果等を把握する仕組みとはなっていないということから、今後、シャープ関係離職者等支援本部におきましてシャープからの情報提供や本部関係機関の相談情報等を集約して、再就職支援の状況を確認し、今後の支援策に活かしていきたいと考えております。

県における相談窓口でございますが、相談窓口のうち賃金や労働時間等についての労働相談は平日と隔週の土曜日に実施をしておりましたが、この機会に毎週土曜日に開設することとしております。また、職業紹介等をおこなう職業相談につきましては要請に応じて市町村やシャープ各事業所への出張相談もおこなう予定としております。このほか、県の所管組織におきまして職業訓練相談、生活、福祉や住宅相談、金融相談をおこなっているところでありまして、これらの各相談状況につきましては、支援本部に参画する機関との情報交換や相互連携を図りながら、きめ細やかな就職、再就職支援となるように努めてまいりたいと考えております。

\*

リストラアセスメント条例、解雇規制条例を制定すべきとのお問い合わせでございます。労働契約は労働者および使用者が対等の立場における合意にもとづいて締結し、または変更すべきものとするという合意の原則が労働契約法第3条に規定されているところでございます。

また、議員もお述べになりましたが、解雇につきましては、労働契約法第16条、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合はその権利を乱用したものとして無効とするとしてされているところでございます。

議員、お述べの整理解雇4要件につきましては、裁判例のなかで解雇権の行使として、社会通念に添う合理的であるかどうかの判断を要し、その判断のためには人員整理の必要性、人員

整理の合理性、解雇回避努力の履せん、説明義務の履せんなどは考慮要素として重要なものというべきものであるとされております。このようなことから、条例に規定するというのはなじまないのではないかと考えているところでございます。

一方、雇用対策法においては事業所において相当数の労働者が離職を余儀なくされる場合には事業主は労働組合等の意見を聴取し、再就職支援計画を作成して公共職業安定所長に提出し、その認定を受けることの義務づけ規定もあるところでございます。

議員、お述べの解雇規制条例やリストラアセスメント条例につきまして、現時点では条例を制定して、企業活動に制限を加えたり、それを規制するべきものではないと考えているところでございます。しかしながら、労働者の権利保護は重要であり、その監督機関としては労働基準監督署が設置しているところでございますが、県の役割といたしましては非規制的な行政の分野が期待されていると考えております。労働相談や事業者への啓発を通じて、引き続き雇用の安定確保に努力してまいりたいと考えております。

今井光子議員 雇用の問題ではたとえば地元自治体でどれぐらいシャープが水を買ってくれるかわからないなかで、県に対しては来年1月には購入する量の報告をしなくてはいけない、けどシャープからはいくら使うか報告がない、分からないというようなことも聞いておりますので、そうしたところでは状況をよく把握していただいて、シャープの意向も聞いていただき、適切にできるよう、すすめていっていただきたいと思っております。

(了)